

## 夫婦共同扶養 Q & A

	質 問	回 答
①	今回の調査目的は何か？	令和 3 年 4 月 30 日付の厚生労働省保険課長通知において、夫婦共に収入があり共同して子供を扶養している場合は、夫婦双方の年間(今後 1 年間)の収入見込み額が多い方の被扶養者とすることが示されています。それにともない、夫婦双方に収入があり共同で子どもを扶養している方について、現在ならび今後の状況(育児休職・短時間勤務や転職・昇格などにより夫婦双方の収入額の逆転が見込まれる場合)が、国が示した要件に合致しているかを確認するためにいきます。
②	提出は必須か？	<p>国の法律、通知で調査することが定められおり、それにもとづいて実施していますので、必ず提出してください。</p> <p>&lt;調査に関する法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法施行規則第 50 条 「健康保険組合は毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」</li> <li>・厚生労働省保険局長通知(保発第 1029004 号) 「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」</li> <li>・厚生労働省保険局保険課長通知(保発第 029005 号) 「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」</li> </ul>
③	昨年(令和 5 年)11 月に子供が生まれ際に夫婦共同扶養に関する確認を受けたにもかかわらず、またしても提出するのか？	出生にともなう扶養申請の際は出生日から今後 1 年間の収入見込み額を記載していただいておりますが、確定した令和 5 年収入実績額と見込み額が乖離していないかを確認するためにいきます。
④	今年(令和 6 年)に入ってから昨年(令和 5 年)12 月に生まれた子供の扶養申請をしたが、その際、令和 5 年の収入証明を提出したにもかかわらず、またしても提出するのか？	「生計維持状況報告書」に「令和 5 年分収入証明書類提出済」と記入し、収入証明書類添付なしで提出願います。
⑤	調査は毎年行なうのか？	(上記②参照)毎年実施することが定められていますので、毎年実施します。なお、実施方法については今回同様とするか、または別の方法とするかは検討していきます。
⑥	今回の調査対象は子供を夫婦共同扶養している場合とのことだが、同居の親も共同扶養している。それは良いのか？	国から示された通知では子供に限定しないとされていますが、当健保組合では 7 月実施の被扶養者資格調査において 18 歳以上の全被扶養者を対象にしており、そちらで確認できるため、今回の調査では子供に限定しています。

⑦	「生計維持状況報告書」に添付する収入証明書類について、社外の配偶者に限って証明書が必要となるのは何故か？	夫婦双方とも日本ガイシ健保の被保険者では昨年度の確定した収入額(源泉徴収票)をもとに健保が保有する情報(標準報酬月額・育休中の有無など)から、記載された今年度の収入見込み額の妥当性を確認できるが、日本ガイシ健保に加入していない方については情報が無いため、提出をお願いしています。
⑧	提出時期までに添付する収入証明書類が揃わない。その場合はどうするのか？	“収入証明書類は〇月〇日頃提出します”と記載していただき、「生計維持状況報告書」のみを提出ください。収入証明書類は準備できしだい提出していただくことで結構です。
⑨	収入が逆転していることが分かったので提出期限まで待たずして扶養替えの手続きをしても良いか？	良いです。
⑩	扶養替えした場合、認定日はいつになるのか？	健保が異動届を受け付けた日になります。
⑪	日本ガイシ健保に加入していない配偶者の方の収入額が多いことが判明した。子供を配偶者が加入する健保に扶養を変える場合はどのような手続きになるのか？	「被扶養者認定結果通知書」を発行しますので、配偶者が加入する健保の被扶養者に入るための手続きを行ってください。加入したことが確認できるもの(加入後の保険証写し)と異動届をもって日本ガイシ健保の扶養から削除します。
⑫	妻は現在妊娠中で今後出産します。産休、育休を取得する予定ですが、見込み額はどのように把握するのか？	<p>■産休中の報酬について</p> <p>〈出産する配偶者が日本ガイシ正規社員の場合〉 産前産後休暇中でも給与が出ます。見込額は労制Gに問合せください。</p> <p>〈出産する配偶者が社外の場合〉 配偶者が勤務する会社に問合せください。 (給与が出ない場合は通常、加入する健保に申請することにより出産手当金が給付されます)</p> <p>■育休中の給付金について</p> <p>「Q&amp;A ⑬」をご覧ください。</p>
⑬	妻は現在産休中でこの後育休を取得する予定。収入見込み額はどのように把握するのか？	<p>勤務先、またはハローワークに問合せください。</p> <p>・休職開始から 180 日まで 休業開始時賃金の日額×支給日数×67%</p> <p>・休職開始 181 日～終了日まで (通常、子供が1歳を迎える前日まで) 休業開始時賃金の日額×支給日数×50%</p> <p>※休業開始賃金の日額とは・・・ 育児休業を取る直前の6ヵ月間の給料(残業手当・通勤手当などを含む総支給額)を180日で割った金額</p>